

VI 医事課

医事課は、健康危機管理に関する総括のほか、医療安全、医師等の臨床研修、心神喪失者等医療観察法、医師確保策等によって、医療機関の機能向上のほか、各々の目的に直結する業務管理及び指導等を担っています。

1 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されています。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められており、医師臨床研修病院の指定申請等に係る業務のほか、東北管内の臨床研修病院の充実強化に向け、様々な取組及び医学生・研修医等のための情報発信等を行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
臨床研修病院	91施設	86施設	85施設	83施設	86施設
新規申請	2件	4件	3件	5件	2件
研修プログラム変更届	116件	40件	34件	32件	38件
臨床研修修了登録申請	450件	454件	452件	470件	459件
臨床研修指定病院実地調査	20施設	21施設	10施設	10施設	16施設

2 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。また、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修施設の指定基準等が定められており、歯科医師臨床研修病院の指定等に係る業務を行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
臨床研修病院	16施設	16施設	16施設	16施設	16施設
新規申請	5件	6件	6件	9件	8件

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研修プログラム変更届	4件	11件	5件	4件	7件
臨床研修修了登録申請	138件	136件	148件	169件	143件
臨床研修指定病院実地調査	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

3 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができることと規定されています。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっています。行政処分の程度に応じて研修内容が区分されており、東北厚生局では個別研修の事務手続きを行っています。

(2) 実績

・個別研修修了者

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医師	2名	1名	1名	0名	0名
歯科医師	0名	0名	0名	0名	0名

4 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

東北管内における医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的として、「医療安全に関するワークショップ」を毎年開催しています。

なお、平成23年度からは医療機関の医療安全管理者等を対象に、医療安全対策加算の施設基準の要件を満たす5日間の研修として開催しています。

(2) 実績

・医療安全ワークショップ

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受講者数	522名	594名	58名	56名	59名

*平成23年度から5日間コース定員60名の研修

5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）においては、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めています。

東北厚生局では、医療観察法に基づく、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、入院・通院医療機関の選定及び移送等を行っています。

(2) 実績

・指定入院医療機関

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規指定	0件	0件	0件	0件	0件
廃止・辞退の 受理	0件	0件	0件	0件	0件
指定の取消	0件	0件	0件	0件	0件
入院医療機関 の選定	13件	13件	15件	26件	17件

・指定通院医療機関

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規指定	16件	14件	7件	8件	9件
廃止・辞退の 受理	8件	6件	4件	9件	2件
指定の取消	0件	0件	0件	0件	0件
通院医療機関 の選定	27件	25件	17件	18件	16件

6 薬事監視等業務

(1) 概要

薬事法第13条第2項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可及び同法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可は、厚生労働大臣が許可することになっており、その権限は同法第81の4により地方厚生局長に委任されていますので、医薬品製造業等の許可業務を行っています。

また、毒物劇物についても同様、毒物及び劇物取締法第4条等に基づき、毒物又は劇物製造業又は輸入業の登録業務を行っています。

(2) 実績

・医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
許可申請	0件	0件	0件	0件	0件
許可更新申請	0件	0件	1件	2件	0件
変更届	15件	4件	11件	13件	6件
廃止届	1件	0件	1件	2件	0件

・毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録関係業務

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規・更新登録申請等	26件	30件	13件	16件	12件
変更届等	25件	21件	32件	33件	38件